

大阪府摂津市と大阪成蹊学園（大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学・びわこ成蹊スポーツ大学）との連携協力に関する協定書

（目的）

第1条 この協定は、大阪府摂津市と大阪成蹊学園（大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学・びわこ成蹊スポーツ大学、以下「両者」という。）が、人的交流及び知的・物的資源の相互活用その他の連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 両者は、前条に定める目的実現のために、次の事項について連携協力する。

- （1） 両者の人的交流及び知的・物的資源の交流に関する事項
- （2） 両者の共同による調査研究及び事業の実施に関する事項
- （3） 両者の主催事業に対する相互の支援に関する事項
- （4） その他両者が協議して必要と認める事項

（連絡調整窓口）

第3条 前条に定める事項を円滑かつ効果的に進めるために、両者に連絡調整の窓口を設置する。

（経費）

第4条 第2条に定める連携協力事項の実施に要する経費は、原則として両者が各々応分に負担する。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日の3ヵ月前までに、両者のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがない場合は、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定書に定めるほか、連携協力の細目その他については、両者が協議して別に定めるものとする。

2. この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者が協議してその解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各々1通を所持する。

令和3年（2021年）8月6日

大阪府摂津市

市長 森山 一正

学校法人 大阪成蹊学園

理事長・総長 石井 茂